

京都市内部統制推進本部設置等要綱

(設置)

第1条 地方自治法第150条に規定する内部統制の取組を組織的に推進し、もって信頼に足る行政サービスを市民に提供するため、京都市内部統制基本方針に基づき、京都市内部統制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項の総合調整に関する事務を所掌する。

- (1) 内部統制制度の整備に関する事項
- (2) 内部統制制度の運用に関する事項
- (3) その他、内部統制制度の実施に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 内部統制推進本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 内部統制推進副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 内部統制推進統括本部員（以下「統括本部員」という。）
- (4) 内部統制推進本部員（以下「本部員」という。）
- (5) 内部統制推進準本部員（以下「準本部員」という。）

(本部長)

第4条 本部長は、市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総理する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理し、本部長及び当該副本部長に事故があるときは、他の副本部長のうち、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(統括本部員)

第6条 統括本部員は、監察監をもって充てる。

2 統括本部員は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の所掌事務の着実な推進を図るために、本部員間の連絡調整を統括する。

(本部員及び準本部員)

第7条 本部員及び準本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第8条 本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長、統括本部員、本部員及び準本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、行財政局において行う。

(内部統制推進部会)

第10条 本部の所掌事務に関して必要な事項の検討、調整及び実践を行うため、内部統制推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、内部統制推進部会長（以下「部会長」という。）及び内部統制推進部会員（以下「部会員」という。）及び内部統制推進準部会員（以下「準部会員」という。）をもって構成する。

3 部会長は、監察監をもって充てる。

4 部会員及び準部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を総理する。

6 部会は、部会長が必要があると認めるとき、随時招集する。

7 部会の庶務は、行財政局において行う。

8 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月25日から実施する。

別表第1（第7条関係）

(1) 本部員

- ア 会計管理者
- イ 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- ウ 人事、財政、資産活用及び情報化推進を担当する各局長
- エ 区長及び担当区長
- オ 消防局長
- カ 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

(2) 準本部員

- ア 教育長
- イ 公営企業管理者交通局長
- ウ 公営企業管理者上下水道局長
- エ 交通局次長
- オ 上下水道局次長
- カ 教育次長
- キ 市会事務局長
- ク 選挙管理委員会事務局長
- ケ 監査事務局長
- コ 人事委員会事務局長
- サ 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第2（第10条第4項関係）

(1) 部会員

- ア 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- イ 統括監察員（行財政局コンプライアンス推進室長）
- ウ 人事、財政、資産活用及び情報化推進を担当する各部室長
- エ 会計室長
- オ 区役所及び区役所支所の地域力推進室長
- カ 消防局総務部長
- キ 前各号に掲げる者のほか、部会長が必要と認める本市関係職員

(2) 準部会員

- ア 交通局企画総務部長
- イ 上下水道局総務部長
- ウ 教育委員会事務局総務部長
- エ 市会事務局次長
- オ 選挙管理委員会事務局次長
- カ 監査事務局次長
- キ 人事委員会事務局次長
- ク 農業委員会事務局事務局長
- ケ 固定資産評価審査委員会事務室長
- コ 前各号に掲げる者のほか、部会長が必要と認める本市関係職員